

優先交渉権者の選考方法

1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

(1) 優先交渉権者の選考方法

ア 優先交渉権者の選考については、以下の2つの評価分類を指標とする。

(ア) 技術点

「優先交渉権者選考審査基準及び提案書記載項目」に基づく提案内容から評価

(イ) 価格点

「提案価格書（第6号様式）」に記載された提案価格から評価

「2 技術点、価格点の採点方法」において定める採点方法により算出した、各選考審査委員の技術点及び価格点を合計した総合得点で最も高い者を優先交渉権者として決定する。（ただし、技術点の合計平均点が54点以上であること。）

イ 最高得点者が2者以上の場合は、技術点が上位のものを優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(2) 評価分類の配点（技術点、価格点の配分）

評価の点数については合計100点満点とし、得点配分については【表1 評価分類の配点】のとおりとする。

【表1 評価分類の配点】

合計点	技術点	90点
100点	価格点	10点

2 技術点、価格点の採点方法について

(1) 技術点の採点方法

「優先交渉権者選考審査基準及び提案書記載項目」に記載した各項目により、提案内容の評価を行う。なお、各項目の採点にあたっては、【表2 企画提案書評価の判断基準】に基づき、5点から1点の5段階による評価を行い、【算出方法1 技術点】の計算式により技術点を算出する。

【表2 企画提案書評価の判断基準】

評価点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
3点	平均的な内容である。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。

【算出方法1 技術点】

「技術点」＝（評価点／5点）×各評価項目の配点

⇒上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和を技術点とする。

(2) 価格点の採点方法

「公募型プロポーザル実施要領」の「2-(4) 提案上限額」に記載した上限額を
 基に、「提案価格書（第6号様式）」に記載された提案価格の評価を行う。

【算出方法2 価格点】

提案額が提案上限額と同額又は提案上限額を超える場合は0点とし、提案上限額
 の90%以下の場合は、一律5点とする。

提案額が提案上限額未満且つ90%を超える価格の価格点については、次の計算
 により算出する。

$$\text{「価格点」} = \left[\frac{2,500,000 \text{ 円} - \text{提案価格}}{2,500,000 \text{ 円} - 2,250,000 \text{ 円}} \right] \times 5 \text{ 点}$$

(小数点以下第2位を四捨五入)